

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説(2020年度改定版) 「一包化加算」

作成：日医工株式会社(公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

凡例

疑義解釈

資料No.20210401-1123

本資料は、2020年3月5日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

日医工がお届けする 調剤報酬の全点数

St^{スタジ}u-GE では、 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医工IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点				https://yakumed.jp/articles/54
	② ①、③、④以外		57点				
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点				
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点				
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点				https://yakumed.jp/articles/60
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点				
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算 1, 2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点				https://yakumed.jp/articles/59

01-1注3 一包化加算

服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であっても3種類以上の内服用固形剤が処方されているとき、その種類に関わらず服用時ごとに一包として患者に投与すること。

錠剤等は直接被包から取り出した後行うものである。

			点数
一包化加算	42日分以下（7又はその端数を増すごとに）	処方箋受付1回につき1回算定	34点
	43日分以上（投与日数に関わらず）		240点

服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤

服用時点毎に一包化

1日2回
朝・夕食後

被包から取り出す

1日3回
朝・昼・夕食後

1剤（服用時点が同一）で3種類以上の内服用固形剤

1日1回
朝食後

医師の了解

調剤録に記載

一包化の必要性を
認める

・飲み忘れ防止
・飲み誤り防止

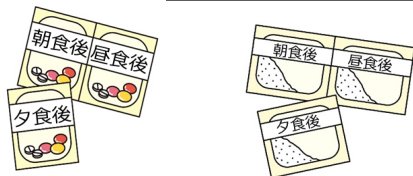
被包から取り出す
ことが困難

飲み忘れが増えてきたので
対応したほうがよさそう…

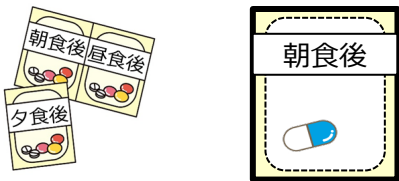
算定要件

患者の服薬及び服用する薬剤の識別を容易にするため

錠剤と散剤を別々に一包化



臨時の投薬に係る内服用固形剤と
それ以外を別々に一包化



算定可

但し、処方箋受付1回
につき1回に限り算定

一包化加算を算定した範囲の
薬剤について

- ・「自家製剤加算」
- ・「計量混合調剤加算」

算定不可

長期保存困難、後発医薬品のお試し調剤の
ための分割調剤をした際の算定方法

56日分の処方箋で、
初回28日分を調剤、2回目も28日分調剤した場合

1回目 ① 34点 × ② 4 = ③ 136点

2回目 ④ 240点 - ⑤ 136点 = ⑥ 104点

- ① 42日分以下（7又はその端数を増すごと）に算定する点数
- ② 28日分調剤した際に乗じる回数（28日÷7日）
- ③ 1回目の調剤から算定した日数に対応する点数
- ④ 43日以上（投与日数に関わらず）に算定する点数
- ⑤ 前回までに請求した点数
- ⑥ 2回目に算定する点数

【平成14年4月11日】（問1）

一包化加算の算定要件における「投与日数が7」とは、服用時点に関係なく、実際に調剤された日数であり、隔日投与の場合であっても実際に一包化した調剤日数分となる。

【平成14年4月11日】（問3）

【Q】嚥下困難者用製剤加算を算定した場合においては、一包化加算は算定できないとされているが、以下のような服用時点の重複のない2つの処方について、処方箋の指示により、嚥下困難者のために錠剤を粉砕し、服用時点ごとに一包化した場合、処方1で一包化加算、処方2で嚥下困難者用製剤加算を算定することは可能か。

処方1 A錠、B錠、C錠 1日3回毎食後 × 14日分

処方2 D錠、E錠、F錠 1日1回就寝前 × 14日分

【A】算定不可。

一包化加算と嚥下困難者用製剤加算は、いずれも原則として処方箋中のすべての内服薬について一包化又は剤形の加工を行うことを前提とし、当該技術全体を評価したものであり、処方箋受付1回につき1回の算定としている。したがって、2つの処方における服用時点の重複の有無にかかわらず、1枚の処方箋について、一包化加算と嚥下困難者用製剤加算はいずれか一方しか算定できない。

【平成22年4月30日】（問2）

【Q】一包化加算を算定した場合においては、自家製剤加算及び計量混合調剤加算は算定できないとされているが、一包化加算の算定と無関係の剤について自家製剤加算又は計量混合調剤加算を算定すること（例えば、以下の処方において、処方 1 又は処方 2 で一包化加算、処方 3 で計量混合調剤加算を算定すること）は可能か。

処方 1 A錠、B錠 1日3回毎食後 × 14日分

処方 2 C錠、D錠 1日2回朝夕食後 × 14日分

処方 3 E散、F散 1日1回就寝前 × 14日分

【A】算定可能。

自家製剤加算及び計量混合調剤加算は、原則として1調剤行為に対して算定することとしている。質問の例においては、処方 1 と処方 2 で一包化加算の算定要件を満たしており、処方 1 又は処方 2 のいずれかで一包化加算を算定することになるが、処方 3 は、一包化加算の算定対象となる処方 1 及び処方 2 のいずれとも服用時点の重複がなく、一包化加算の算定対象とならないことから、処方 3 について計量混合調剤加算の算定が可能である。

【平成27年2月3日】（問1）

処方された薬剤を一包化する際に、吸湿性が強い等の理由で直接の被包（PTPシート）から取り出すことができない薬剤をPTPシートで交付するなど一包化とは別にした場合であっても、その薬剤を除いて一包化した部分が算定要件を満たしていれば一包化加算を算定できる。この場合、一包化をしなかった薬剤及びその理由を調剤録等に記録しておくことが望ましい。

【平成27年2月3日】（問2）

【Q】一包化加算の算定に当たっては、同一銘柄の同一剤形で規格のみが異なる薬剤が同時に調剤された場合（例えば0.5mg錠と1mg錠）は1種類として取り扱う

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！



スマートフォンで簡単登録

会員特典 1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>